

令和2年度第4回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年3月9日(火)	
委員(敬称略)	第二分科会長 松原 健一 安西法律事務所 弁護士	
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	原則として令和2年1月1日～令和2年3月31日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
<p>【審議案件1】 審議案件名 : 情報公開事案管理システム政府共通プラットフォーム移行、賃貸借及び運用保守一式 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、一者応札で、落札率が最も高いため 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : 日本電気株式会社 予定価格 : 143,879,835円 契約金額 : 143,663,300円 落札(契約)率 : 99.8% 契約締結日 : 令和2年9月18日</p>		
<p>(調達の概要) 一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、一者応札があり、日本電気株式会社は契約の相手方となった。落札率は99.8%である。</p>		
意見・質問		回 答
厚生労働省としては、一者応札を避ける努力はなされていると評価します。審査会における具体的な指摘も良いと思います。		
予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供いただけませんか。		予定価格の積算にあたっては、業者から徴収した参考見積を元に作成しておらず、仕様書の内容を踏まえた工数を見込んでおりますので、事業者間での不公平はないものと考えております。
総合評価落札方式においては成果物の出来によって見積られる予定価格にも幅が出てしまうと思われま。予定価格の積算根拠はどの程度の出来のものを予定して作られたものでしょうか。最低の基準を満たすギリギリの水準の製品を念頭に計算したものでしょうか。		想定している成果物を納品させるために、仕様書の内容を踏まえた必要な積算を行っており、業者から開札前に提出される提案書等の出来を勘案した積算は行っておりません。
前回調達と同じ履行期間であるにもかかわらず、ほぼ2倍の金額になっているのはどうしてでしょうか。		政府共通プラットフォーム第1期から第2期への移行に伴う作業内容の増加により、金額も増加しております。
審査委員の採点結果表の表頭に「加点」が2つあります。左の加点は配点、あるいは最大加点でしょうか。		左の加点は最大加点になります。

【審議案件2】	
審議案件名	: ワクチン接種円滑化システムの設計・開発、運用・保守業務一式（令和2年度）
資格種別	: ー
選定理由	: 随意契約を実施している案件中、契約金額が最も高いため
発注部局名	: 大臣官房会計課
契約相手方	: 日本電気株式会社
予定価格	: 2,058,760,000円
契約金額	: 2,058,760,000円
落札(契約)率	: 100%
契約締結日	: 令和2年9月25日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
見積金額の適正性をどのように確認したのでしょうか。	本契約は随意契約ではあるものの、技術面の評価も必要であることから、事前に技術審査委員会を設置し、総合評価基準により審査しております。そのため、価格面だけでなく技術面も踏まえた最も優れた事業者を選定しています。
随意契約理由書の内容はもっともだと思うのですが、厳密に言うと今回随意契約にした理由は緊急ということでしょうか。それとも競争を許さないということでしょうか。	両方の側面から事業者を選定しております。限られた時間でシステムを構築しなければならないことに加えて、技術力においても信頼性が高く、且つ安価であることも重要であるため、提案書の内容を精査した上で随意契約をしています。
見積の内訳とおぼしき表には具体的な数量による計算が記載されていませんが、他に資料があるのでしょうか。作業人員の数や単価計算は通常の入札時に使用する単価と比較して違いはあったのでしょうか。	資料は特段ございません。本契約は随意契約ではあるため、入札時の予定価格の積算方法は使用せず、技術審査委員会での審査結果を踏まえ、事業者の見積額が妥当であると判断して、その金額を予定価格としております。
審査調書がないのですが、公共調達委員会からは特に指摘はなかったのでしょうか。	早期にシステムを構築する必要があることから、想定される開発期間等の条件及び緊急性を考慮した上で会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約により契約締結することとしたため、公共調達委員会には諮っておりません。
随意契約での予定価格の積算が必要なはずですが、その根拠が示されていません。予定価格は日本電気の提示額をそのまま受け入れたのでしょうか。	技術審査委員会での審査結果を踏まえ、事業者の見積額が妥当であると判断して、その金額を予定価格としております。

【審議案件3】	
審議案件名	: 労働基準行政システムの法令改正（労災保険の業種区分再編）に係る改修業務一式（令和2年度開始）
資格種別	: 「役務の提供」（「A」「B」又は「C」ランク）
選定理由	: 一般競争入札を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため
発注部局名	: 労働基準局労災管理課
契約相手方	: 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
予定価格	: 43,772,850円
契約金額	: 42,680,000円
落札(契約)率	: 97.5%
契約締結日	: 令和2年10月21日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、一者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契約の相手方となった。落札率は97.5%である。

意見・質問	回 答
<p>統括責任者の要件に「同程度以上の規模の…・経験を有すること」とありますが、全ての案件にこのような条件が付されると、新たな担当者の参画が不可能ということになります。</p> <p>どのような事案で、このような要件を設けるのでしょうか。</p>	<p>労働基準行政システムで取り扱う労災保険給付業務は国民に密接する業務であり、改修の品質を高いレベルで担保することが求められるところです。</p> <p>このため、統括責任者については、同等規模のシステム開発の経験を活かした高いプロジェクトマネジメント能力を要件としています。</p>
<p>予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。</p>	<p>一者からの参考見積りを基にして原課にて見積もっています。なお、第三者（工程管理等支援事業者）による妥当性評価を得ております。</p>
<p>積算内訳と落札者の内訳との比較は行っているのでしょうか。</p>	<p>本件においては低入札価格調査の対象とならなかったこともあり、積算内訳と落札内訳の比較は行っておりません。</p>

【審議案件4】

審議案件名：労働保険適用徴収システムの更改に係るハードウェア・ソフトウェア賃貸借及び保守業務等一式（令和3年度運用開始）（本省サーバ）

資格種別：役務の提供（「A」又は「B」ランク）

選定理由：総合評価落札方式を実施している案件中、一者応札で、契約金額が最も高く、落札率も高いため

発注部局名：労働基準局労働保険徴収課

契約相手方：富士通株式会社

予定価格：3,121,256,864円

契約金額：3,091,000,000円

落札(契約)率：99.0%

契約締結日：令和2年12月28日

(調達の概要)

一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、一者応札があり、富士通株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.0%である。

意見・質問	回 答
<p>結果として一者応札になっておりますが、回避のための努力が認められますので、問題はないと考えます。</p> <p>引き続きご努力をいただければと思います。</p>	
<p>予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。</p>	<p>予定価格の算定に際しては、現行システムの事業者から見積もりをとっておりましたが、現行システムの契約額に比べて高額であったため利用しておりません。</p> <p>現行契約額の費用内訳から工数及び金額を参考に予定価格を算出し、労働保険適用徴収システムの予算要求支援、調達支援等を行う工程管理等支援業者に妥当性評価をいただいております。</p>
<p>積算所要見込額の計算に使った人工計算はどこかの業者に依頼して作ってもらったのでしょうか。</p>	<p>所要見込額につきましては、現行システムの契約額の費用内訳を参考に担当係において作成しております。</p>
<p>価格点はどのような計算になっているのでしょうか。</p> <p>価格点が100点と記載されていますが、そうすると落札者の価格点は0.9点ではないのでしょうか。</p> <p>開札調書の第1回のところの応札者以外の欄に50と記載されていることからすると価格点は満点で50点だったのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり価格点は100点満点が正しく、落札者の価格点は0.9点になります。</p>
<p>一者応札になった要因分析が価格の高止まりについて述べていて、一者応札になったこと自体についての分析になっていません。</p>	<p>一者応札になったことの分析について、入札説明会に参加したが応札しなかった業者にヒアリングしたところ、複数の業者から、本件は契約期間が令和7年3月31日までと、長期に渡って人員を投入する必要があるが、一つのプロジェクトに長期間割り当てられる人員の確保が困難との回答があり、案件に興味はあるものの業</p>

	者側で履行体制を構築できなかったことと推測されます。
675 点が本省サーバの満点だとすると、この採点結果 (200.4 点) は非常に低いこととなりますが、そもそも必要のないスペックを審査対象にしているということはないでしょうか。 2 者以上が応札した場合に適切に比較できるような審査基準にすべきです。	審査基準は、仕様書に記載の業務内容、非機能要件等を元に作成しており、こちらの求める仕様以上の、行政側に有益な提案をしたら高得点が取れる点数配分となっております。 今回の落札業者は、仕様以上の、プラスアルファの部分があり多くなかったため、高得点とはならなかったと考えます。 今後、審査基準を作成する際には、2 者以上が応札した場合に適切に比較できるような審査基準を念頭に作成したいと考えております。
開札調書の「2 回目」は行っていないはずですので、点数を記入しないでください。	大変失礼しました。開札調書の 2 回目に入っていた数字を削除いたしました。以後、他の書類も含め、ミスのないよう複数名での確認を徹底いたします。
【審議案件 5】 審議案件名 : 次期 e-Gov 更改に伴うハローワークシステム (電子申請審査機能群) 改修一式 資格種別 : - 選定理由 : システム関係の随意契約で金額が高額であり、また、再委託を行っているため、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため (再委託 1 / 2 以上) 発注部局名 : 職業安定局雇用保険課 契約相手方 : 富士通株式会社 予定価格 : 1, 182, 906, 352 円 契約金額 : 1, 071, 101, 240 円 落札 (契約) 率 : 90.55% 契約締結日 : 令和 2 年 10 月 16 日	
(調達の概要) 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
総務省あるいは国全体としての遅延が理由であることは気になりますが、厚労省の調達自体としては適切であったと考えます。	
予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。	予定価格の算定に際しては、参考見積を利用しております。 落札業者と参考見積取得業者は同一のため、特段の不公平は考えられないものと判断しております。 迅速性が求められている事や他のシステム等との連携等から現行ハローワークシステムの事業者を相手とした随意契約である (仮に他の業者に参考見積を取得したとしても、習熟等に費やす工数等が含まれている見積では、工数に差が発生する等により使用できない事が見込まれる) ため、一者の参考見積としております。
予定価格と受注業者の見積書には 1 億円以上の差がありますが、受注者の見積書に漏れがあったということでしょうか。	見積書には漏れはありません。受注業者が見積に使用している人件費単価と、予定価格に使用している人件費単価 (JECC 単価表における各社の技術者単価及び積算資料の単価を基にしている。) の差により差が発生しております。
審査調書がないのですが、公共調達委員会では特にご意見はなかったでしょうか。	こちらの案件については、雇用勘定で公共調達委員会とは別に設置しているハローワークシステム評価委員会での審査を受けている案件となります。 ハローワークシステム評価委員会では調達の適正性に加え、技術的な問題点も加味して調達の妥当性を検討

	していますが、そちらにおいても特段の指摘はありませんでした。
再委託については、この種の請負だとどうしても必要になると思いますので、問題はないと思います。	
E-Govの仕様確定が遅れたことから急がざるを得なくなったのは事実で本件については厚生労働省側に問題はないと思いますが、一般論としては迅速な開発を行うのは請負業者側の管理によるべき話ですし、習熟に関しては事業を継続して行うことを考えれば、やはり請負業者側の負担でも構わない話ですので「過去の経験がある業者で随意契約を行わざるを得ない」という強い理由にはならないと思います。 今後の調達ではできるだけ競争性のある調達をお願いします。	できるだけ一般競争入札が実施できるよう、入札参加資格・仕様書の要件緩和の検討等を実施し、競争性のある調達を実施できるよう努めてまいります。
【審議案件6】 審議案件名：新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金に係る申請書の審査・データ入力業務一式 資格種別：－ 選定理由：一者応札で、不落による随意契約を実施している案件中、再委託を行っているため 発注部局名：大臣官房会計課 契約相手方：凸版印刷株式会社 予定価格：351,588,732円 契約金額：345,000,000円 落札(契約)率：98.1% 契約締結日：令和2年10月23日	
(調達の概要) 一般競争を行ったが、落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。	予定価格の算定に際して、徴取した参考見積を利用しましたが、参考見積にある工数や単価をそのまま引用したのではなく、見積金額の高さを参考としたに過ぎませんので、不公平はありません。
一者応札になった理由についての分析はどこに記載してあるのでしょうか。	一者応札の分析は資料に記載していません。 なお、入札説明書受領者に入札に参加しなかった理由を確認したところ、入札参加資格が厳しかったことや必要人員が試算できなかったとの意見がありました。
予定価格と入札金額には大幅な違いがありますが、最終的には予定価格で契約が結ばれたということについてのどのような分析をしていますか。 仕様書の記載方法が適切だったのか、単に応札者において大きな利潤を目指しただけなのか原因を教えてください。	応札者に確認したところ、必要な処理件数が仕様書上、明確ではなかったことが要因であると考えます。
予決令第99条の2には不落随契について「入札者がいないとき」と「再度の入札をしても落札者がいないとき」と規定していますが、開札調書には入札が1回しか行われていないかのような記載となっています。2回目は応札者がいなかったということでしょうか。	応札者に再度入札について声がけした際、参加は困難である旨回答があったことから、再度入札の参加を辞退したものとみなし不落随契協議に至ったものです。
随意契約とした理由には問題がないと思います。また、再委託も問題はないと思いますが、契約額は応札者の当初の入札額と大きく離れた金額になっています。 当初の見積もりが明らかに高めだったのか、それとも予定価格の積算に問題があったのか、省の分析はどちら	応札者に確認したところ、必要な処理件数が仕様書上、明確ではなかったことが要因であると考えます。

でしょうか。	
【審議案件7】 審議案件名 : 治験・臨床研究参画コーディネートモデル事業一式 資格種別 : 「役務の提供等」(「B」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施している中で、落札率が最も低い ため 注部局名 : 医政局 契約相手方 : シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社 予定価格 : 23,413,171円 契約金額 : 4,101,324円 落札(契約)率 : 18% 契約締結日 : 令和2年9月30日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、3者応札があり、シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社が契約の相手方となった。落札率は18%であり、低入札価格調査を行った。	
意見・質問	回 答
予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。	予定価格の算定に当たっては、入札公告後に、配布した入札説明書と仕様書を参照した2者から見積もりを取得し、参考としました。この見積の取得は、入札公告開始後に行っているほか、特定の業者にのみ情報を提供するというようなことはありませんでした。
他の2者の入札金額を見ると、予定価格と大きな乖離はないのですが、念のため、予定価格の適正性についての自己評価をしていただけますでしょうか。特に、「サイト構築・運営費」の当否については如何でしょうか。	予定価格の適正性については、2者から取得した参考見積価格の平均程度としたもので、落札者以外の入札金額からも総額としては、おおむね妥当だったのではないかと思います。ご指摘の「サイト構築・運営費」については、取得したうち1者の見積で、10,000,000円と見積られたところを査定したのですが、それでも結果的に過大だったかもしれないと思っております。
低入札調査の対象となる事案には、予定価格を立てる際の前提が新規に事業を立ち上げ専任の担当者を置いた場合を前提としているのに対し、応札者においてはすでに保有している資源を利用して業務を請け負うことを前提としている場合が少なくないと思います。予定価格を積算する際に日数ではなく、時間数で計算するのであればある程度前提が近づくのではないかと思います。時間計算というのはいかなるのでしょうか。	時給の根拠や作業時間の精査等の課題もあろうかと思いますが、今後は業者から取得する見積も参考に検討したいと思います。
珍しく競争参加資格が1つの級のみに絞られていますが、特に理由はあるのでしょうか。幸い今回は複数の応札者がいたので問題は結果としてありませんが、できるだけ応札者を多くするためには複数の級にしても良いと思います。	公共調達中央監視委員会に提出した調達概要書が誤っておりました。大変申し訳ありません。当該事案の競争参加資格は、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者」としております。
開札調書で「第3位」になっている業者は予定価格を超えているので、順位はつけずに失格とすべきでしょう。	公共調達中央監視委員会に提出した資料が誤っておりました。大変申し訳ありません。契約締結の決裁を確認したところ、これに添付した開札調書では失格とし、該当箇所を「3」でなく、「-」としております。今後は、添付資料に誤りがないよう、2重にチェックするなど確認体制を強化していきます。

【審議案件 8】	
審議案件名：「歯科情報の利活用推進事業（歯科診療情報による身元確認のためのデータベースに関する検証等）に係る検証事業等一式」	
資格種別：「役務の提供等」（「A」ランク）	
選定理由：総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札のため	
発注部局名：医政局	
契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
予定価格：13,742,564円	
契約金額：13,739,000円	
落札（契約）率：99.97%	
契約締結日：令和2年11月13日	

（調達の概要）
 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契約の相手方となった。落札率は99.97%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。</p>	<p>予定価格の大部分を占める人件費は、人事院の職種別民間給与実態調査を使用しており、事業規模の把握が可能であったことから、参考見積は利用していません。</p>
<p>入札が3回行われたために入札額が徐々に引き下げられ、結果として落札率が高くなったということは分かりました。ただ2回目の入札で70万円引き下げられ、次が1万円引き下げられたという刻み方が若干気になりました。予定価格の立て方が極めて正確かつ厳しい金額であったか、あるいは応札者において予想を付けやすかったため小刻みに応札したということも考えられると思います。積算内訳に記載の内容は応札者に見積もりを依頼したものではないでしょうか。</p>	<p>予定価格の大部分を占める人件費は、人事院の職種別民間給与実態調査を使用しており、事業規模の把握が可能であったことから、応札者を含め、事業者に参考見積は依頼していません。</p> <p>落札業者に聞き取りを行ったところ、2回目の入札時点で受託可能と見込む金額の限界に近かったため、3回目は細かく入札したとのことでした。</p>
<p>審査委員間の点数のばらつきが大きいですが、審査基準の共有に問題はなかったでしょうか。</p>	<p>審査基準については、提案書評価表で示しており、他の事業においてもこのような取り扱いと認識しております。また、類似事業の評価においても、相対的に高い・低い評価を行う委員が含まれており、点数のばらつきが生じているものと思われま。</p>

【審議案件 9】	
審議案件名：介護保険総合データベース等介護関連システムの機能改修に係る工程管理支援等一式（令和2年～3年度）	
資格種別：「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク）	
選定理由：総合評価落札方式を実施している案件中、契約金額が最も高く、一者応札のため	
発注部局名：老健局	
契約相手方：株式会社三菱総合研究所	
予定価格：588,295,741円	
契約金額：550,000,000円	
落札（契約）率：93.49%	
契約締結日：令和2年10月1日	

（調達の概要）
 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社三菱総合研究所が契約の相手方となった。落札率は93.49%である。

意見・質問	回 答
<p>全体に問題はないと思いますが、自身でお書きいただいているとおり、一者応札を避けるための努力を引き続きお願いします。</p>	
<p>予定価格の算定に際して、参考見積を利用したか、落札業者との間で不公平がないかについて、情報提供をいただけないでしょうか。</p>	<p>予定価格は予算額を踏まえ設定しており、予定価格の算定に際して参考見積は取得していません。</p> <p>また、仕様書に記載のあるとおり、応札希望者が資料</p>

	<p>の閲覧を希望する場合は、担当課室に事前に連絡し了承を得た上で、守秘義務に関する誓約書を提出することで閲覧を可能とする仕組みを設けており、閲覧を許可した場合は、担当課室において資料閲覧をしていただくこととしています。</p> <p>このように、応札希望者に対しては公平に情報開示をしており、不公平はないものと考えております。</p>
<p>一者応札になった要因分析には作業要員に求める資格等の要件を満たしていない(満たしている人が確保できないということか)ために参加できなかった事業者があったとのことですが、「要件は作業実施体制全体で満たせば足りるものとする」と記載されていることからすると、要件はある程度緩和されているようにも見えます。</p> <p>それでも今回の資格等の要件を満たす人は極めて希な人なのでしょうか。特にア(ア)過去5年以内に介護保険制度に関する調査研究業務の実績と(イ)過去5年以内に要介護認定情報等及び介護レセプト等情報を活用した分析業務の実績の条件を満たす人は多くない気がしますが、少なからずいるのでしょうか。</p>	<p>要件は作業実施体制全体で満たせば足りるものであること、また、厚生労働省においては、ア(ア)や(イ)の要件に関連する複数の委託事業や補助事業を実施しており、当該要件を満たす者は希とは言えないものと考えております。なお、本事業において応札者以外の者が応札をしなかった要因としては、他の案件も抱える中で、社内の業務実施体制等から実現可能性を勘案して、本業務を遂行するために必要な人員の確保が困難であると判断されたことも一因となっております。</p>
<p>審査委員間の点数のばらつきが大きいですが、審査基準の共有に問題はなかったのでしょうか。</p>	<p>各技術審査委員へは、情報に偏りのないよう同一の資料を送付するとともに、委員個人の評価に左右されない「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、該当する認定項目を事前に提示することにより、公平な情報提供を行った上で、技術提案書作成要領・評価基準を元に評価いただいております。</p>
<p>【審議案件10】 審議案件名：特別養護老人ホーム等における感染対策のための研修教材作成業務一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、新規の案件であり、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため 発注部局名：老健局 契約相手方：株式会社デジタル・ナレッジ 予定価格：4,560,000円 契約金額：4,560,000円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和2年8月31日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争を行ったが、落札者がなかったため、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>随意契約としたことに問題はないと考えます。</p>	
<p>予決令の解釈は分かりませんので、法令違反があるようであればご指摘をお願いします。</p>	<p>特段、問題ないと考えております。</p>
<p>当初の総合評価落札方式の入札についての仕様書を手交した業者数、一者応札となった原因分析などを教えてください。</p>	<p>5者に入札説明書を提供しましたが、一者応札となった原因については、株式会社デジタル・ナレッジ以外にもう一者から入札予定であったとの話がありましたが、当該者に競争参加資格がないことが入札前に判明したこと等のほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあったものと考えられます。</p> <p>なお、事業を遂行する能力がありそうな業者に応札しなかった理由を確認したところ、同時期に他の事業への入札も検討しており、別の事業を優先したためとのことでした。他業者については回答を得られておりません。</p>

<p>「研修教材の作成」と「研修教材の完成」の間に6カ月の間がありますが、この間は研修教材を修正する作業期間ということでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>契約日から「研修教材の作成」（最終納入期限 令和2年9月）までの期間に比べて随分と長い期間があるように見えます。開札日は8/11 のようですがその後の日程と考え合わせると、随意契約としなければならないほど時間が詰まっていたのか疑問がありますが。それとも随意契約とした理由は別にあるのでしょうか。</p>	<p>早急に契約する予定でしたが、株式会社デジタル・ナレッジから見積書が提出されたのが8月21日であったため、契約締結が遅れることとなりました。</p>

19 都県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話03-5253-1111（内7965）